

(仮称)西予梶原風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

第1 総括事項

事業実施区域周辺には多くの住居が存在しており、本事業の実施に伴う騒音・超低周波音、風車の影等による生活環境への影響が懸念される。

また、同区域及びその周辺においては、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があるとともに、猛禽類等の希少鳥類の主要な渡りのルートに含まれる可能性もあること等から、本事業の実施による動植物に対する影響も懸念される。

さらに、同区域の大部分は森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林に指定されているとともに、土砂災害危険箇所等に該当し、下流域には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が存在すること等から、土地改変に伴う土砂流出等による生活環境や動植物等への影響が懸念される。

加えて、西予市全域の多様な地形や地質、歴史、文化、生態系等が評価されて、平成25年9月に「四国西予ジオパーク」が日本ジオパークに認定され、平成29年12月には再認定されていることから、事業実施に伴う貴重な地形や地質、景観資源等に対する影響も懸念される。

以上の諸課題を十分認識した上で、以下に示す措置を適切に講じること。

また、これらの措置を講じて、環境影響を確実に回避又は十分に低減できず、地域住民の十分な理解が得られない場合は、対象事業実施区域の変更や事業規模の縮小、夜間運転の休止、事業の廃止も含めて、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

第2 個別事項

1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。なお、西予市長から地域住民等の同意書の取得を求める意見が提出されていることから、誠実かつ確実に対応すること。
- (2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ、又は「環境影響図書の公開について」（平成30年3月30日付け環政評発第1803305号）に基づき環境省のホームページで継続的に公開すること。なお、公開に当たっては、無断複製等の著作権に関する問題が生じないように配慮するとともに、各種OSやブラウザでの動作確認を十分にを行い、利用者の利便性の向上を図ること。

2 騒音・超低周波音

- (1) 発電機の基数及び単機出力並びに配置によっては、施設稼働に伴う騒音・超低周波音による周辺住居等への影響が異なる可能性があり、また、複数の発電機の稼働

による複合影響も懸念されることから、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、これらの影響を確実に回避又は十分低減できる発電機の選定や配置を検討し、環境の保全の見地から、最善の措置を講ずるとともに、準備書において、その検討過程を詳細に説明すること。

- (2) 方法書において事業区域を拡張した北側の地域では、配慮書段階と比べて発電機設置位置から住居等までの距離が近くなるとともに、発電機の配置によっては、住居が発電機に囲まれる可能性もあることから、調査地点を追加する等して、十分な調査を実施すること。
- (3) 調査、予測及び評価は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）等に基づき実施することとしているが、環境影響評価手続中に国内外を問わず新たな手法等が確立された場合は、最新の知見に基づき調査、予測及び評価を実施すること。

3 地形及び地質

- (1) 西予市全域は四国西予ジオパークに認定されており、貴重な地形・地質が多数存在することから、地元自治体や四国西予ジオパーク推進協議会等、関係機関の意見を聴取したうえで調査地点を選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
なお、調査地点の選定過程については、準備書において詳細に説明すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在しているとともに、複数の取水地点や水道施設が立地している。

一方で、同区域一帯は脆弱な岩質であり、大部分が保安林に指定されている他、下流域には土砂災害警戒区域が存在すること等から、発電機や搬入道路等の建設により土地改変が行われた場合、みずみちの変化や森林機能の低下による土砂流出や濁水の発生等による生活環境や動植物等への影響が強く懸念される。

このため、原則保安林の範囲を避ける計画とすることは当然のこととして、「地形及び地質」については地学的な対象としてのみならず、平成 30 年 7 月豪雨による災害発生の状況や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等も踏まえ、土砂流出防止等、防災面からも適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載すること。

4 風車の影

対象事業実施区域周辺には多数の住居等が存在するため、発電機の配置等の検討に当たっては、風車の影の影響を確実に回避又は十分低減できるよう配慮し、その検討過程及び結果を準備書に記載すること。

5 動植物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は猛禽类等、希少鳥類の渡りのルートに含まれる可能性があるため、専門家の意見を聴取して、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた発電機の機種選定及び配置を検討すること。
- (2) 同区域及びその周辺には、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があることから、発電機や工事用道路等の配置

の検討に当たっては、専門家の意見を聴取して、土地改変等による動植物への影響を確実に回避又は十分低減できるよう配慮すること。

また、現地調査により、希少種を確認した場合は、専門家の意見を聴取して、それぞれの種に応じた適切な保全措置を講じること。

6 景観

- (1) 発電機の配置を検討する際は、地元自治体や地域住民、四国西予ジオパーク推進協議会、地域づくり団体等にフォトモンタージュ等を示して事前に意見を聴取し、当該意見を十分反映すること。
- (2) 事業実施想定区域周辺に多数存在している住居等に対して圧迫感を与えるおそれがあることから、直近の住宅等を調査地点に追加すること。
- (3) 四国西予ジオパークは、自然景観が重要な構成要素の一つであることから、調査地点に四国カルスト舟戸川エリア及び黒瀬川エリアの「ジオサイト」、「見どころ」及び「ビューポイント」を追加し、これらに対する影響を確実に回避又は十分低減できる発電機の機種や配置、塗色等を検討すること。
- (4) 事業実施区域の北東に位置する四国カルスト県立公園は展望地のような地形であり、あらゆる地点の景観を楽しむことができる重要な眺望点である。このため、同公園内からの眺望を著しく妨げないよう、発電機の選定や配置、塗色等を検討すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周辺に存在する人と自然との触れ合いの活動の場においては、地域づくり団体や地域住民が活発な地域活動を行っていることから、これらの団体に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

8 文化財

- (1) 風力発電機設置位置の一部に位置する梶原街道（大茅峠越）については、「愛媛県歴史の道総合計画」において将来の史跡指定を視野に入れた整備方針が示されていることから、街道の保存及び周辺景観の保全に配慮すること。
- (2) 事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、事業実施中に新たに新たな遺構や遺物を発見した場合は、西予市教育委員会と協議し、適切に対応すること。

9 その他

- (1) 事業実施区域及びその周辺は脆弱な地盤であることを踏まえ、近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等に十分対応できる工事計画とし、具体的な工法等を準備書に記載すること。
- (2) 地質調査により得られたボーリングコアの寄贈等、積極的に四国西予ジオパークへの貢献を行うこと。

